

# 三重県知事からのメッセージ

県民の皆さんへ

三重県知事 鈴木 英敬



東日本大震災は東北に甚大な被害をもたらしました。  
東北の復興は、今なお残る災害廃棄物の処理なくしてはありません。

そこで三重県においても東北地方だけでは処理しきれない部分について、協力をに行っていこうとするものです。

三重県には安全なものしか持ち込みません。

三重県が処理を行う岩手県久慈市の災害廃棄物の放射能濃度は、ほとんど不検出であり、十分安全性が確保され、健康被害が発生するようなものではありません。

三重県民の皆さまの安全・安心を守りながら災害廃棄物の処理を進めてまいりますので、県民の皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

## 久慈市長からのメッセージ

久慈市では、東日本大震災からの1日も早い復旧・復興のため、災害廃棄の処理に向け全力で取り組んでいます。できる限り市内及び岩手県内で処理を進めていますが、可燃物約4,000トンの処理の目処が立っておらず、広域処理が必要です。

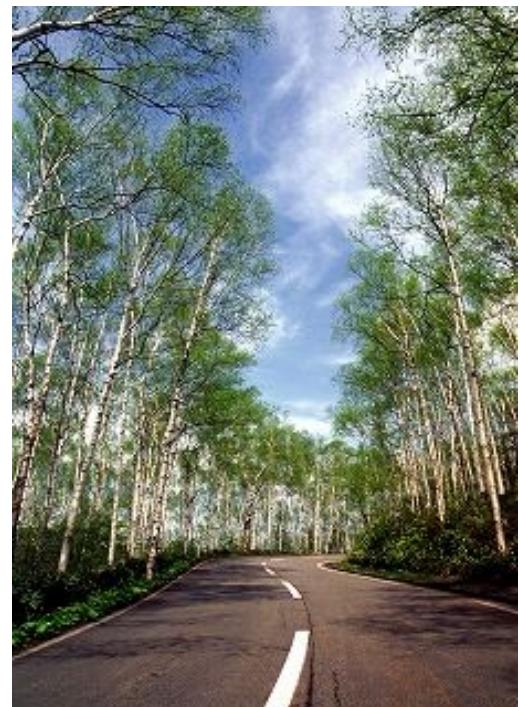
そのため、久慈市では、岩手県及び環境省に対し、処理先の確保を要請し、去る8月7日に三重県との広域処理のマッチングをいたしました。

三重県民の皆さんに広域処理へのご理解とご支援をいただければ幸いです。

岩手県久慈市は、岩手県北東部の沿岸、リアス式海岸が広がり、北限の海女が活躍していることでも知られる、三重県と同じように美しい自然に囲まれた地域です。



北限の海女



久慈市の風景

# 東日本大震災に対するこれまでの三重県の支援状況

平成24年3月末時点

## (1)物的支援

毛布、簡易トイレ、アルファ化米、水、担架、医薬品・衛生材料について県の備蓄物資等を提供しました。

## (2)人的支援

県職員の派遣実績 計565名

- ・現地支援職員派遣(宮城県塩竈市)
- ・現地支援調整要員派遣(宮城県庁他)
- ・災害廃棄物処理業務支援派遣(岩手県)
- ・保健師派遣(岩手県)
- ・スクールカウンセラーの派遣(宮城県)
- ・心のケアチーム派遣(宮城県)
- ・避難所支援要員派遣(宮城県多賀城市) など



(現地での家屋調査)

## (3)被災者の受入

平成23年3月22日に「三重県被災地住民受入窓口(4月22日付けて「三重県被災地住民住宅・一時的滞在場所情報提供窓口」に名称変更)」を設置し、被災地住民に提供できる住宅に関する情報の収集と発信を実施しています。

## (4)各部局の取組

各部局独自でさまざまな支援に取り組んでいます。

# 東日本大震災により生じた災害廃棄物の推計量と広域処理の必要量

○3県(岩手県、宮城県、福島県)の沿岸37市町村の処理状況(10月末現在)

災害廃棄物等推計量(万t)	災害廃棄物			津波堆積物			仮置場設置数			
	推計量(万t)	処理・処分		推計量(万t)	処理・処分					
		量(万t)	割合(%)		量(万t)	割合(%)				
岩手県	525	395	103	26	58	130	0.6	0	50	68
宮城県	1,873	1,200	397	33	59	672	104	16	40	116
福島県	361	207	37	18	—	153	2.3	2	—	31
合計	2,758	1,802	538	30	—	956	107	11	—	215

※端数処理の関係で合計値が合わない場合がある。

東日本大震災では、岩手県では通常ごみの約9年分、宮城県では約15年分の膨大な災害廃棄物が発生しています。

○広域処理必要量(10月末現在) (単位:万t)

	可燃物	木くず	不燃混合物	漁具漁網	合計
岩手県	18	12	7	8	45
宮城県	39	39	13	—	91
合計	57	51	20	8	136

岩手県については約13万t、宮城県については約37万tが既に処理・調整済

広域処理の調整状況(10月末現在)

岩手県	・可燃物・木くず(約22万t):受入を具体的に調整中 ・不燃混合物(約2万t):秋田県での処理を調整中 ・漁具・漁網(約8万t):山形県、神奈川県、石川県での処理を調整中
要調整量 約31万t	
宮城県	・可燃物(約23万t):東京都、北九州市での処理を調整中 ・木くず(約28万t):栃木県での処理を調整中 ・不燃混合物(約4万t):新たな受入先も含め要調整
要調整量 約54万t	

三重県、青森県、秋田県、群馬県、埼玉県、新潟県、静岡県、富山県、石川県、福井県、大阪府との調整

被災県では、懸命な努力により処理が行われていますが、時間がかかります。被災地が1日も早く復旧・復興するために、全国の自治体に広域処理が要請されています。

# 災害廃棄物の広域処理に向けた三重県の取組状況

平成24年3月16日 総理大臣、環境大臣から災害廃棄物の広域処理の協力要請通知受領

平成24年4月20日 知事、市長会長、町村会長(環境省立会)  
「災害廃棄物(がれき)の広域処理への対応に  
係る合意書」、「災害廃棄物(がれき)の広域処  
理への対応に係る覚書」を締結



平成24年4月23日 【知事、市長会長、町村会長が環境省訪問】  
知事、市長会長、町村会長連名で、環境大臣  
に対し「東日本大震災の災害廃棄物広域処理  
の実施に関する要望書」を提出

(三者合意)

平成24年4月27日 【知事、市長会長、町村会長が宮城県、岩手県視察】  
宮城県、岩手県の両知事と「確認書」を締結

平成24年5月10日～31日 ガイドライン(案)に対するパブリックコメントを実施

平成24年5月16日～17日 宮城県内現地調査会(第7回市町連絡会議)を開催

平成24年6月 5日 学識者による災害廃棄物広域処理検討委員会を開催  
(岩手県知事との確認書)

平成24年6月 7日 ガイドライン策定、公表

平成24年7月 1日 伊賀南部環境衛生組合の地元地区代表者説明会に出席し広域処理の安全性  
について説明

平成24年7月11日～10月1日 多気町で全49自治会を対象に開催された「ええまちづくり懇談会」に出席し  
広域処理の安全性について説明

平成24年7月13日 三重大中央開発(株)へ焼却灰の受入を要請

平成24年7月16日 伊賀南部環境衛生組合の施設周辺住民等説明会に出席し広域処理の安全性  
について説明

平成24年7月25日 宮城県災害廃棄物処理実行計画(第二次案)の公表

平成24年8月 7日 環境大臣通知「東日本大震災に係る災害廃棄物の処理工程表の  
策定及びこれを踏まえた広域処理の協力要請について」  
<三重県に対し岩手県久慈市の可燃物2,000トンの協力要請>

# 環境大臣からの広域処理の協力要請

写

環境対応第 120807002 号

平成 24 年 8 月 7 日

三重県知事  
鈴木 英敬 殿

環境大臣  
細野 豪志



東日本大震災に係る災害廃棄物の処理工程表の策定及び  
これを踏まえた広域処理の協力要請について

東日本大震災により生じた災害廃棄物の広域処理に関して、御協力をいただき感謝  
申し上げます。

災害廃棄物の処理については、平成 23 年 5 月に「東日本大震災に係る災害廃棄物の処理指針（マスタープラン）」を定め、平成 26 年 3 月末までに処理・処分を完了させることを目指してきました。本日開催された、災害廃棄物の処理の推進に関する関係閣僚会合では、目標期間内での災害廃棄物処理を確実なものとしていくため、「東日本大震災に係る災害廃棄物の処理工程表」を策定・報告し、了承されました（別添参照）。これは、平成 23 年 8 月に公布・施行された「東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法」に基づく「処理に関する基本的な方針」と「処理の内容及び実施時期等を明らかにした工程表」であり、同年 11 月に改定された東日本大震災復興対策本部の「復興施策の事業計画と工程表」を改訂したものです。この処理工程表においては、災害廃棄物の処理状況、被災県における処理計画、広域処理の調整状況と今後の方針、災害廃棄物の処理の工程表・目標を取りまとめ、災害廃棄物処理の全体像を明らかにしたところであり、引き続き、災害廃棄物の処理を推進していきます。

この中で、広域処理については、岩手県の可燃物・木くず及び宮城県の可燃物を対象に、貴県を含め具体的な受入れを調整している自治体について、その調整状況をとりまとめました。処理工程表に定める目標を達成し、被災地における復旧復興をできる限り早期に実現するためには、三重県における御協力が不可欠ですので、引き続き、広域処理の着実な実施に向け、御協力くださいますよう、改めてお願ひ申し上げます。

また、岩手県の漁具・漁網、宮城県の不燃混合物については、一部受入れを調整中ですが全体の見通しが立っていない状況ですので、具体的に検討いただける受入先があれば、特段の御協力をお願いします。

# 久慈市の災害廃棄物の発生量と広域処理の必要量

東日本大震災において、久慈市で約9万5千トン(通常ごみの約6.8年分)の膨大な災害廃棄物が発生しています。

久慈市の災害廃棄物は市内の仮置き場に山積みとなっており、復旧・復興の大きな妨げとなっています。

現地で最大限努力しても目標期間内に処理ができない可燃物4,000トンのうち2,000トンの広域処理の協力要請がありました。

【単位:トン】

残量	災害廃棄物発生量	処理済量 (H24.10.31現在)	割合
約58,000	約95,000	約37,000	38.9%



市内の仮置き場

【単位:トン】

品目	総量	岩手県内処理	広域処理
可燃物	9,600	5,600	4,000

# 久慈市の災害廃棄物の安全性

広域処理の対象となる災害廃棄物は、木くずが8～9割、プラスチックが1～2割を占めています。

これらの放射能濃度は、ほとんど不検出となっており、安全性は十分確保されています。

## (1) 放射能濃度

破碎分別後廃棄物

(単位: ベクレル / kg)

採取日	品目	放射性セシウム
H24.8.9	木くず	不検出(<34)
	プラスチック	不検出(<25)
H24.9.3	混合廃棄物	不検出(<32)
H24.9.25	混合廃棄物	不検出(<34)

放射性セシウムとは、セシウム134、セシウム137の合計のことです。

不検出とは、検出下限値未満であったことを表します。( )内は検出下限値を示します。



対象となる混合廃棄物



測定の様子

## (2) 空間線量率

破碎分別処理施設

(単位: マイクロシーベルト / 時)

測定日	搬出前保管場所	敷地境界
H24.8.9	0.044	0.040
H24.9.3	0.040	0.030

三重県の空間線量率は、0.046～0.092です。(H24年9月27日14時測定)

## 三重県の風評被害対策

三重県では、風評被害の未然防止に取り組んでいます。

## 風評被害に関する専用相談窓口の設置

## 関係団体への 風評被害の防 止に係る協力 依頼

## 県庁内に「三重県災害廃棄物広域処理連絡会議」を設置

広報の充実(県  
広報・テレビ・ラ  
ジオ・新聞・リー  
フレット作成)

## 風評被害に関する専用相談窓口

相談窓口	内容	電話番号・時間
風評被害に関する 三重県相談窓口	広域処理に関連した三重県 内の風評被害に関する相談 窓口です。	059-224-2341 (8:30~17:15) 土日祝日を除く
風評被害に関する 環境省相談窓口	環境省が開設した、風評被 害に関する相談窓口です。	03-5610-5961 (9:30~18:15) 土日祝日を除く

リーフレット

**三重県からのお知らせ**

**東北の復興を応援しましょう!**  
~がれきの広域処理を進めて~

三重県では、1日も早い東京の復旧のため、東日本大震災により発生したがれきの広域処理に取り組んでいます。

このように、8月1日地盤監査から「岩手県久慈市」に可燃物2000トンの広域処理の協力要請があり、具体的な入港調整はいためとことです。

今後とも、県民の皆様の安全確保を第一に考え、安全なふれ受け入れないことを前提に取組を進めてまいります。

**岩手県久慈市**

岩手県久慈市は、人口約40人の岩手県北部の沿岸に位置し、陸上海岸国立公園の北の玄関口となっている自然豊かな地域です。

**久慈市のがれきの状況**

久慈市では、津波被害で大量のがれきが発生しています。現地ではがれきの処理に最大限努力していますが、目標期間内に処理ができない可燃物90,000トンのうち、20,000トンが三重県に処理を要請されています。

久慈市内の倒壊物 約24年間(平成14年度)

**がれきの発生量**  
単位:トン

区分	発生量	処理済量	割合
災害廃棄物	約95,000	約62,710(現在)	32.7%

**広域処理の必要量**

区分	余計	岩手県内処理	広域処理
可燃物	9,600	5,600	4,000

被紛・遅延後の広域処理対象物  
平成24年8月実施

**久慈市のがれきの安全性**

広域搬出の対象となるがれきは、木・瓦・土砂・ゴミ・プラスチック等1～2割を占めています。これらの対応能率を考慮すると搬出不能となっており、搬出安全は十分に確保されています。

○平成23年6月15日開港 ○平成24年4月実施  
一次搬出手荷量: 木・瓦・土砂・ゴミ・プラスチック等  
○平成24年6月実施 三重県港湾課 港湾・運送課課長 渡辺 三重県港湾課 港湾・運送課課長 渡辺

品目	放射性セシウム	品目	放射性セシウム	品目	放射性セシウム
木くず	不排出(38)	木くず	不排出(30)	木くず	不排出(3)
プラスチック	不排出(36)	プラスチック	不排出(3)	プラスチック	不排出(25)

放射性セシウムとは、セシウム、セリウムの合称のこと。  
搬出不能は、搬出不能箇所で適切に保管して置き、搬出日提出書類を示します。

**処理の流れと安全対策**

三重県では、他の沿いドライブを基に、受け入れの目標達成をクリアスルレベルの100km以下と設定するなど、安全にがれきの広域処理を進めます。

三重県内搬出するがれきを運搬され、コントainerにて搬出されます。  
搬出、搬入により、三重県内に搬入されます。  
がれきを搬出します。搬出元は、健全化・整備化されます。

放射性セシウムとして取り扱うがないがためにクリアスルといふと、搬出セシウムで10Bq/kgが許されています。  
搬出セシウムが発生したときは、下記の窓口にご相談ください。

**安全 対策**

- ・がれきの搬出時・受入時に放射能濃度を測定します。
- ・処理工程ごとに放射能濃度及び空間線量率を測定し、結果は速やかに公表します。

**風評遮蔽対策**

○「三重震災廃棄物搬出港場地選定会議」を開いた。迅速な対応と報道機関に努めます。○万へ、風評被害が発生したときは、下記の窓口にご相談ください。

**相談窗口**

内閣府  
風評被害に関する  
三重県相談窓口

電話番号: 059-224-3241  
E-mail: 130-127-185  
土日祝日を除く

環境省  
風評被害に関する  
環境省相談窓口

環境省が開設した、風評被害に関する相談窓口  
03-5610-5961  
E-mail: 930-18-185  
土日祝日を除く

詳しくは、下記の県ホームページをご覧ください  
**東日本大震災により発生した廃棄物搬出がれきの広域処理への対応**  
<http://www.pref.mie.lg.jp/HAKI/HP/kousikiyor/>

**企画・運営: 三重県震災廃棄物搬出港場地選定会議実施委員会  
運営委員: リサイクル農業廃棄物搬出港場地選定会議実施委員会  
監修者: 三重県環境部  
監修番号: 011-05342  
監修者番号: 011-05342-2006**